

第三号議案

教育職員免許状に関する規則等の一部改正について

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第一条 教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第5条第1項第3号から第7号まで」を「第5条第1項第3号から第6号まで」に改める。

(技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(平成十六年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」及び「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)による教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

第一条～第三十六条（略）

改正案

第一条～第三十六条（略）

現行

第二号様式～第十九号様式（略）

第二号様式～第十九号様式（略）

第1号様式(第10条、第11条の2、第12条、第15条、第20条、第21条、第21条の2、第21条の3、第22条関係)

大分県教育委員会 殿		年 月 日	
本 籍 地 (都道府県名)		Ⓜ	
現 住 所			
現 任 校			
職 名			
(ふりがな)			
氏 名		年 月 日生	
免 許 状 授 与 教育職員 免許状新教育領域追加 申請書 検 定 免 許 状 再 交 付			
私は下記の規定により			
免許状の種類		教科又は特別 支援教育領域	
授 与 の 追加の定め の 検 定 再 交 付 を受けたいので関係書類を添えて申請します。			
記			
根 拠 規 定	免許法第 条項別表第 備考 号	免許法附則第 項	
	施行法第 条第 項第 号	29年改正法附則5項	
	改正法附則 項	免許法施行規則第64条	
	免許法第 条	施行細則第 条	
誓 約 書 私は免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと並びに本申請について 虚偽のないことを誓約します。 年 月 日 氏 名 Ⓜ			
※ 受 付	※ 調 査	※ 判 定	免許状() 年 月 日授与 第 号

備考 誓約書における場合を除き、氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第1号様式(第10条、第11条の2、第12条、第15条、第20条、第21条、第21条の2、第21条の3、第22条関係)

大分県教育委員会 殿		年 月 日	
本 籍 地 (都道府県名)		Ⓜ	
現 住 所			
現 任 校			
職 名			
(ふりがな)			
氏 名		年 月 日生	
免 許 状 授 与 教育職員 免許状新教育領域追加 申請書 検 定 免 許 状 再 交 付			
私は下記の規定により			
免許状の種類		教科又は特別 支援教育領域	
授 与 の 追加の定め の 検 定 再 交 付 を受けたいので関係書類を添えて申請します。			
記			
根 拠 規 定	免許法第 条項別表第 備考 号	免許法附則第 項	
	施行法第 条第 項第 号	29年改正法附則5項	
	改正法附則 項	免許法施行規則第64条	
	免許法第 条	施行細則第 条	
誓 約 書 私は免許法第5条第1項第3号から第7号までに該当しないこと並びに本申請について 虚偽のないことを誓約します。 年 月 日 氏 名 Ⓜ			
※ 受 付	※ 調 査	※ 判 定	免許状() 年 月 日授与 第 号

備考 誓約書における場合を除き、氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年教育委員会規則第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第六条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第七条 期末手当基礎額は、六月一日及び十二月一日（次項及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（退職し、若しくは死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び次条において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第八条～第十条（略）</p>	<p>第一条～第六条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第七条 期末手当基礎額は、六月一日及び十二月一日（次項及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び次条において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第八条～第十条（略）</p>

教育職員免許状に関する規則等の一部改正の概要

1 改正背景

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）の成立

（1）一括整備法の趣旨

成年被後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもの

（2）一括整備法の改正内容

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備

（3）教育職員免許法及び地方公務員法の改正内容

ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の改正

成年被後見人等に免許状を授与しないとする規定を削除（第5条第1項関係）

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正

地方公務員の欠格条項から成年被後見人等に係る規定を削除（第16条関係）

（4）施行日

令和元年12月14日（公布の日から6月を経過した日）

2 改正規則

（1）教育職員免許状に関する規則（昭和37年大分県教育委員会規則第5号。以下「免許規則」という。）

（2）技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成16年大分県教育委員会規則第2号。以下「技労規則」という。）

3 改正内容

（1）免許規則の改正

教育職員免許状授与申請書及び誓約書（第1号様式）の規定の整備

（2）技労規則の改正

第7条第1項（期末手当）の規定の整備

※ 知事部局が所管する技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和32年大分県規則第71号）の改正と同様の改正）

4 施行期日

令和元年12月14日（一括整備法の施行日）